



第1章 はじめに

<基本方針策定の趣旨・背景>

○区では、昭和40年代から平成にかけて概ね小学校区に1館整備してきた児童館や平成9年（1997年）に整備した児童青少年センターの運営を通じて、子どもの居場所を展開してきました。また、平成26年度（2014年度）以降は、「児童館の再編整備の取組」を中心に、子どもの居場所づくりを進めてきました。

○しかし、児童館の廃止を伴う児童館再編の取組には、様々なご意見があったことから、令和4年（2022年）10月、原則としてこの取組を一旦休止し、改めて児童館再編の取組の検証を行うこととしました。

○令和5年（2023年）9月に取りまとめた検証結果においては、児童館の基本的な機能・役割は、新たな居場所で概ね引き継がれているものの、学校になじめない子どもへの対応をはじめ様々な課題があることや、学校内の居場所には見られない「児童館ならではの特性」があることも確認できました。

○また、子どもの居場所を取り巻く状況は、共働き世帯の増加や少子化の進展、ライフスタイルの変化などに伴い、子どもの居場所に対するニーズが複雑・多様化しているほか、児童虐待や不登校件数の増加など、子どもが安心して過ごすことができる居場所のより一層の充実が求められています。

○こうした中で、国は、子どもの最善の利益等の基本理念を定め、地方自治体に対して、子ども施策に子どもの意見を反映させるための措置を義務付ける「こども基本法」を制定したほか、子どもの権利を基盤とした居場所づくりについて一定の考え方を示す「こどもの居場所づくりに関する指針」を策定しました。

○区の基本構想で定める子ども分野の将来像を実現するには、このような状況の変化を踏まえ、子どもの権利を保障し、当事者である子どもの声を聴きながら、従来の子どもの対象の施設のみにとらわれることなく、また、地域住民をはじめとした多様な担い手の力も発揮してもらえよう、より良い子どもの居場所のあり方を定めることが必要であることから、「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を策定しました。

<基本方針の位置付け>

○基本方針は、今後の子どもの居場所づくりに関する理念や基本的な視点、取組の方向性を提示するものであり、区の部門別計画や個別事業のうち、子どもの居場所に関わる取組の指針になるものとして位置付け、基本方針に基づく取組の実施に当たっては、実行計画等で具体化を図ります。

○杉並区基本構想の見直しや子どもを取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第2章 子どもの居場所に関する基本的事項

<対象とする子どもの範囲>

○歳から18歳までの子どもを対象とします。
※18歳以上の若者の居場所や支援のあり方については、別途検討していきます。

<子どもの居場所とは>

（子どもの居場所の定義）
子どもが安心して自分らしく過ごすことができる場所や時間（オンライン含む）全般を指すものとします。（区の取組対象は、第3章<第3章・第4章で区の取組の対象とする居場所の範囲>のとおり。）

（子どもの意見聴取の結果から見えてきたこと）

当事者の子どものニーズを明らかにするため、「子どもアンケート」「子どもヒアリング」「子どもワークショップ」を実施し、その結果から、以下のことが見えてきました。

- ・今後地域には、子どもが成長段階等に応じて、選択可能な多様な居場所が必要であること
- ・子ども専用の施設のほか、既存の地域資源である公園、集会施設などの一般区民施設を、子どもの視点から見直し、可能な範囲において、子どもの居場所として充実を図っていく必要があること
- ・子どもの居場所になり得ている民間活動に携わる者に対しても、居場所に求められる基本的な事項を遵守するよう、周知に努める必要があること など

<子どもの居場所に関係するすべての大人に求められること>

○子どもの居場所に関係するすべての大人が留意すべき視点を定めました。

- ・子どもの心身の安全が確保され、安心して過ごすことができる場とすること
- ・子どもの思い、考え、意見を尊重し、子どもと一緒に、子どもにとって最もよいことは何かを考えること
- ・子どもの品位を傷ついたり、身体的暴力、心理的暴力等を振るったりすることなく、子どもの成長や発達を支えること
- ・子どもは権利の主体であり、意見を聴かれる権利など子どもの権利について関心と理解を深めること

第3章 区が取り組むこれからの子どもの居場所づくり

<第3章・第4章で区の実施の対象とする居場所の範囲>

- 子どもの居場所となることを目的としている施設・事業
児童館、放課後等居場所事業、校庭開放（遊びと憩いの場事業）、児童青少年センター（ゆう杉並）、子ども・子育てプラザ など
- 子どもが利用する一般区民施設
公園、図書館、スポーツ施設、地域区民センター、コミュニティふらっと など
- 民間活動で区が補助等を行っている子どもの居場所となることを目的としている施設・事業
つどいの広場、放課後等デイサービス

<子どもの居場所づくりの理念>

- （1）子どもが選択可能な多様な居場所づくりを推進します
- （2）子どもの視点に立ち、子どもの声を居場所づくりや居場所の運営に反映します
- （3）子どもの成長支援と権利保障の取組を推進します

<子どもの居場所づくりを行う上での基本的な4つの視点>

- 視点1 子ども成長過程に応じた居場所づくりを進めます
- 視点2 子どもの居場所となっている一般区民施設を子どもの視点から見直します
- 視点3 個別のニーズに応じた居場所づくりを進めます
- 視点4 多様な担い手による子どもの居場所づくりを推進します

<区の今後の取組の方向性>

- （1）子どもの成長過程に応じた居場所づくり
 - ①すべての子どもを対象にした居場所（児童館）
 - ②小学生の居場所
 - ③中・高校生の居場所
 - ④乳幼児の居場所
- （2）公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実
- （3）個別のニーズに応じた居場所づくり

詳細は、「今後の取組の方向性」を参照

第4章 子どもの居場所づくりの推進に向けて

<多様な担い手による子どもの居場所づくりの推進>

○区民や地域団体、民間事業者等の多様な担い手による子どもの居場所づくりや居場所の運営を支援していきます。

- ・公民連携プラットフォームを活用した取組の推進
- ・子ども食堂への支援の検討
- ・児童館を活用した多様な担い手による居場所づくりへの支援 など

<子どもと居場所をつなぐ情報発信>

○居場所を必要とする子どもがその場所を知ることができ、容易にアクセスできるよう、子どもと居場所がつながる環境を整えます。

- ・居場所の特徴や対象年齢等の情報をまとめた「子どもの居場所マップ」の作成・周知
- ・子どもの居場所ネットワークでの情報共有と情報発信 など

<子どもの居場所づくりの推進体制>

○基本方針に定める取組の実現に向けては、子どもの特性や成長過程に応じて、様々な部門が一丸となる必要があるため、組織横断的な連携を図りながら、子どもの居場所づくりの取組を進めます。

○学校施設を活用した子どもの居場所づくりを進めるにあたっては、子ども家庭部門と教育部門がこれまでにも増して連携できる推進体制を整えます。

<子どもの権利保障の推進のための普及啓発>

○すべての子どもの居場所において、子どもの権利が保障されるよう、子どもの権利の普及啓発に取り組みます。

- ・子どもの居場所に従事する職員の育成による職員の資質向上
- ・子どもの居場所に関わる大人が子どもの権利について理解を深めるためのパンフレット等の作成

<子どもの居場所ネットワーク>

○地域にある様々な居場所同士の連携を図り、子どもが必要とするときに居場所や関係機関につながることができる地域づくりを目指します。

- ・児童館を事務局とした、公民による子どもの居場所ネットワークの構築



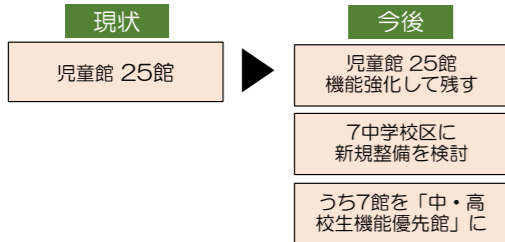
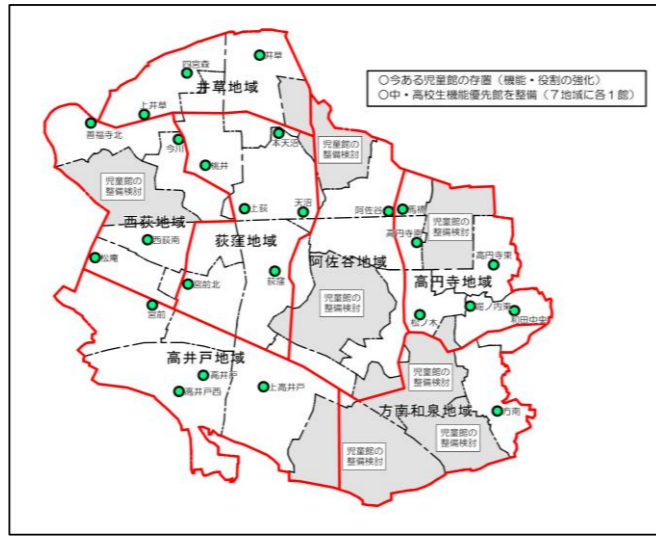
子どもの居場所を充実していくよ！

(1) 子どもの成長過程に応じた居場所づくり

すべての子どもを対象にした居場所

児童館

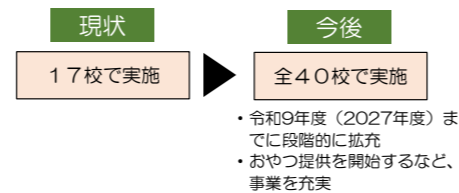
- これまでの児童館再編の考え方を見直し、児童館を存置又は整備していきます。
- 今ある25の児童館をすべて残し、児童館の機能・役割を強化します。
- 現時点で中学校区に児童館が無い地域（7中学校区）では、今後、他施設との併設や複合化を前提に、新たな児童館の整備を検討します。
- 児童館のうち7館（7地域に各1館）を「中・高校生機能優先館」に位置付け、中・高校生の居場所の充実を図ります。



小学生の居場所（主な取組項目）

放課後等居場所事業

- 令和9年度（2027年度）までに、すべての小学校に段階的に拡充していきます。
- 令和9年度（2027年度）の全校実施に合わせ、諸室の利用拡大や、新たにおやつの提供を開始するなど、事業の充実を図ります。



校庭開放（遊びと憩いの場事業）

- これまで、小学校内で放課後等居場所事業が実施された際は、日曜日・祝日の校庭開放を取り止める取扱いとしてきましたが、子どもや地域の声を踏まえ、**今後は、放課後等居場所事業が実施された場合でも日曜日・祝日の校庭開放を継続して**いきます。
- 現在校庭開放を実施していない学校では、地域の実情等を踏まえ、実施方法を検討します。



学童クラブ

- 通所の安全面等を考慮し、引き続き、小学校内又は小学校近接地への整備を検討します。
- 放課後等居場所事業の拡充により、成長段階に応じて安全・安心に過ごせる環境が全小学校に整うことから、令和9年度（2027年度）から、**利用対象を見直します。**（原則1～3年生及び障害等のある児童）
- 学童クラブ大規模化の課題を踏まえ、**150人程度を目安として、その規模を超える場合は、2クラブ相当の職員配置**をするなど運営面での充実を図ります。



乳幼児の居場所（主な取組項目）

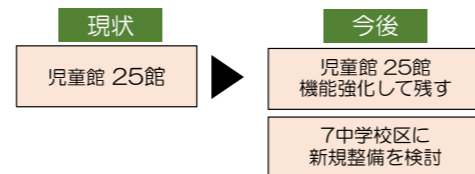
子ども・子育てプラザ

- 地域の子育て支援拠点として、乳幼児が遊びや体験に触れることができるイベントや保護者の子育てを支援するための講座・講習を充実していきます。
- また、必要な子育て支援サービスにつなぐ利用者支援事業の充実を図ります。



ゆうキッズ事業（児童館）

- 存置又は整備する児童館において、これまで実施してきた乳幼児親子向け事業（ゆうキッズ事業）を継続して実施していきます。
- 子ども・子育てプラザで培ったノウハウを取り入れ、乳幼児親子向けプログラムの充実を図ります。



(2) 公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実

＜基本的な考え方＞

- 子どもが選択可能な多様な居場所を地域に増やしていくためには、子ども対象施設だけでなく、公園、図書館、集会施設、スポーツ施設といった既存の地域資源を活用する視点が必要不可欠です。
- 今回の意見聴取では、ボール遊びができる公園やスポーツ施設を求める声が多くあったほか、中・高校生を中心に、自習できるスペースの充実を求める意見が多く寄せられました。
- 今後、子どもの居場所の一翼を担っている公園等の施設において、今回多く見られた子どもの意見を聞きながら、可能な限り、子どもの居場所としての充実を図っていきます。

公園

- ◎旧杉並第八小学校跡地への屋内球戯場の整備
- ◎球戯場の設置に向けた検討
- ◎公園の利用ルールの見直し
- ◎子どもプレーパーク事業の拡充

図書館

- ◎自習スペースの拡充
- ◎多目的ホールを活用した子ども向け無料開放の実施
- ◎乳幼児向けプログラムの充実

集会施設

- ◎共用スペースでの自習環境の充実
- ◎集会施設の空き室を活用した子ども向け無料開放の試行実施

スポーツ施設

- ◎体育館の子ども向け「一般使用」枠の拡充
- ◎体育館の会議室等の無料開放の実施

(3) 個別のニーズに応じた居場所づくり

＜基本的な考え方＞

- 児童館などは、すべての子どもが利用しやすい環境となるよう、居場所の充実を図っていきますが、一方で、子どもの個別のニーズに応じた専門的な支援を行う居場所づくりを進めることも大変重要な取組です。
- そのため、区では、以下の取組を行うことで、個別のニーズに応じた居場所づくりにも取り組んでいきます。

障害のある子どもを対象とした居場所

- ◎放課後等デイサービスの充実
- ◎障害児の中学生以降の居場所の整備

不登校の状態にある子どもを対象とした居場所

- ◎さざんかステップアップ教室の継続実施
- ◎バーチャル・ラーニング・プラットフォームを活用したオンラインの居場所の充実
- ◎区立小・中の校内別室指導支援事業の継続実施
- ◎学びの多様な学校の設置に向けた検討

生活困窮世帯の子どもを対象とした居場所

- ◎子どもの学習支援・居場所事業の拡充に向けた検討

外国籍や外国につながる子どもを対象とした居場所

- ◎多文化キッズサロンの設置に向けた取組
- ◎子ども日本語教室の充実に向けた検討

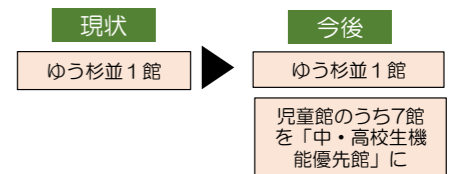
要保護・要支援児童を対象とした居場所

- ◎子どもイブニングステイ事業の実施

中・高校生の居場所（主な取組項目）

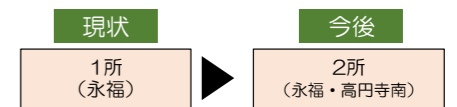
中・高校生機能優先児童館の整備

- 存置又は整備する児童館施設を活用し、**7地域に1館ずつ、中・高校生機能優先児童館を整備**します。
- 整備に当たっては、当事者である中・高校生の意見を聞きながら、機能の詳細を検討し、令和9年度（2027年度）から順次、移行していきます。



コミュニティふらっとでの中・高校生の居場所事業

- 令和7年（2025年）4月開設予定のコミュニティふらっと高円寺南で、**中・高校生世代が予約なしで優先的に、ラウンジや多目的室等を使用できる曜日・時間帯**を設けます。



中学校部活動

- 部活動指導員の配置や民間事業者の活用をしながら、教員ではなく地域が主体となり指導・運営を行う部活動を実施します。
- 一部の中学校で、複数校の生徒が1つの拠点に集う「拠点校方式の合同部活動」を実施します。
- 地域との連携を模索し、多様な地域クラブ活動の確保に向けた方策を検討します。

